



医療福祉相談室 だより

2013年5月
第7号

障害者基本法では、「身体障害・知的障害又は精神障害があるため、長期にわたり日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける者」を障害者と定義しています。障害の種類(身体・知的・精神)によってそれぞれの法律があり、障害者への手帳交付に関して定められています。今回は、身体障害者の手帳についてご案内します。

身体障害者手帳



概要

「身体障害者手帳」は、身体障害者福祉法に基づき交付されるもので、病気や怪我により身体の状態が法の定める障害状態となった場合、手帳を取得することで様々な福祉サービスを受けることができます。また、法上の各種援護を受ける場合のみならず、身体障害者の自立と社会経済活動参加の促進をも目的としています。

障害の種類は、肢体不自由、視覚障害、聴覚障害、言語障害、呼吸器障害、心臓機能障害、腎機能障害などで障害の程度によって1級から7級までの等級区分があります。

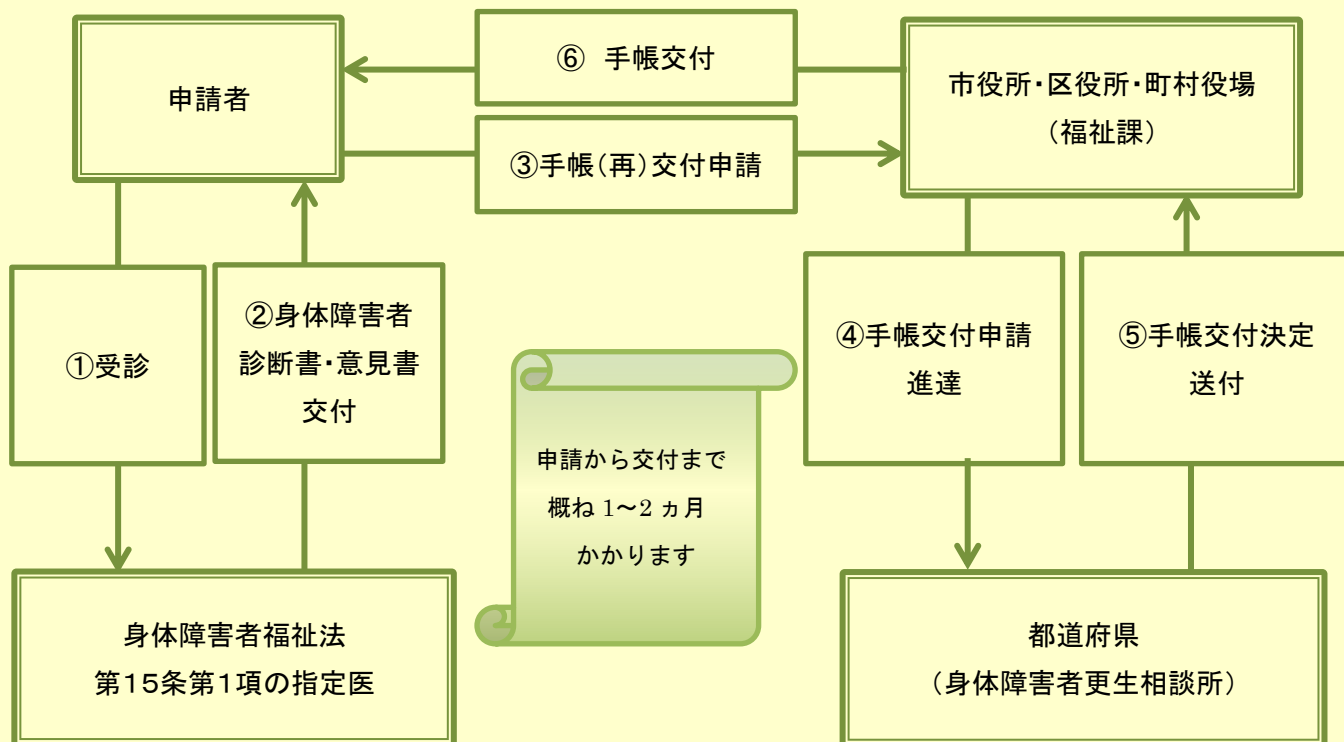
申請受付

住民票のある市役所・区役所・町村役場の福祉課

申請手順

手帳は本人の取得意思に基づき申請するもので、自動的に交付されるものではありません。

障害の程度が法に定める状態であるかどうか身体障害者更生相談所で判定され、判定の結果認められると身体障害者手帳を受け取ることができます。



障害認定基準

その障害が将来とも回復する可能性が極めて少ない「永続する障害」であることが前提となり、その原因となった疾患に関係なく、今ある機能障害の状態をみて身体障害者と認定されます。

じん臓機能障害は1～4級の等級がありますが、透析患者さんは概ね1～3級を取得することができます。

(障害程度の認定指標)

指標 等級	①血清クレアチニン濃度 ②内因性クレアチンクリアランス値	活動能力の程度 じん不全に基づく臨床症状
1	①8.0mg/dl 以上 ②10ml/分未満	・自己の身の活動が著しく制限される ・血液浄化を目的とした治療を要する。 若しくは極めて近い将来に必要となる。
3	①5.0mg/dl 以上8.0mg/dl 未満 ②10ml/分以上20ml/分未満	・家庭内の極めて温和な日常生活活動には支障ないがそれ以上の活動は著しく制限される。 ・じん不全に基づく臨床症状 ^(※1) のうち、いずれか2つ以上の所見がある。
4	①3.0mg/dl 以上5.0mg/dl 未満 ②20ml/分以上30ml/分未満	・家庭内での普通の日常生活活動若しくは社会での極めて温和な日常生活活動には支障ないが、それ以上の活動は著しく制限される。 ・じん不全に基づく臨床症状 ^(※1) のうち、いずれか2つ以上の所見がある。

サービス内容

身体障害者手帳を取得すると障害のために生じる負担を軽減する福祉サービスを利用することができます。

例) 交通運賃の軽減、各種税金の減免、ホームヘルパーの派遣(65歳未満)、福祉タクシー代助成、補装具・日常生活用具の給付 等

申請書類

- ・身体障害者診断書・意見書^(※2)
- ・写真(縦4cm×横3cm・上半身正面・脱帽)
- ・印鑑

※1 臨床症状には8項目あり、該当数により判定基準に加算されます。

- ①体液貯留 ②体液異常 ③消化器症状 ④循環器症状
- ⑤神経症状 ⑥血液異常 ⑦視力障害 ⑧栄養障害

※2 身体障害者福祉法第15条第1項の規定に基づく指定医師による記載が必要となります

(注) 紛失したときや、障害の程度が変化したときには、別途手続きをする必要があります。

